(表)

〔法人又は団体推薦〕

農業委員候補者推薦書

令和 ● 年 ● 月 ●● 日

犬山市長

所 在 地<u>犬山市大字●●字●●△△番地</u> 推薦者 称\_■■■■団体\_ 代表者氏名 ▲▲▲長 犬山 太郎 電 話 番 号 <u>0568 - ●● - ●●●●</u>

犬山市農業委員会の委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

## 【推薦者に関する事項】

所 在 地	犬山市大字●●字●●△△番地		
代表者名又は 管理人氏名	<b>▲▲▲長</b> 犬山 太郎 構成員の数 ● 人		
法人又は団体の 組織の目的	(定款、規約等を基に記入し、推薦書を提出する際にその定款、規約等を派付してください。) (例) ●●●の向上及び▲▲▲▲に寄与するとともに、■■■■を目的とする。		
構成員たる資格その他 法人又は団体の性格を 明らかにする事項	(定款、規約等を基に記入し、推薦書を提出する際にその定款、規約等を添付してください。) (例) ●●●に在住し、農業に携わる者		
推薦する理由	(例)被推薦者は犬山市の▲▲▲▲のためにご尽力いただける方で、 ●●●●●でもあることから推薦します。		
農地利用最適化推進 委員候補者としての 推薦の有無	被推薦者を本市又は他市町村の農地利用最適化推進委員の候補者として 1 推薦している。 (市町村名 2 推薦していない。 農業委員、農地利用最適化推進委員		
【被推薦者に関する事項】の両方に推薦又は応募はできますが			

両委員を兼ねることはできません。

住 所	大山市大字 $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ 大口市大字 $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ 【電話番号 (0568)00 - $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$ $\triangle$	. ]	
氏 名	愛知 花子	性別	女
年 齢	満▲▲歳【生年月日 昭和 ·平成▲▲	年●月▲	<b>▲</b> 目 】
職業	(例)農家、会社員 など		

(裏)

	している
経歴 (職歴)	(公職歴があれば併せて記入してください。) (例) 平成 ● 年 ~ 令 和 ▲ 年 ■ ● ● ● 勤 務
	<i>平成●年から農業に従事</i> 農業に関する経歴も記載してください。
農業経営の状況	(所有する農地面積、耕作面積、耕作品目、収穫量、農業従事日数、農業
	<i>(例)水稲 ● ha、畑 ● ha</i> できる限り詳しく記載し
	農業従事日数 ●●日
認定農業者等の該当状況	(該当するものに「〇」を付してください。)  1 認定農業者(個人)又は認定農業者(法人)の役員等である者  2 認定農業者に準ずる者 (1) 認定農業者(個人)又は認定農業者(法人)の役員等であった者 (2) 認定農業者が行う耕作又は蓄養の事業に従事し、その経営に参画する親族 (3) 認定就農者(法人の場合は役員等) (4) 集落営農組織の役員 (5) 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画に位置付けられた農業者であって、当該農業委員会の区域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者(法人の場合は役員等) (6) 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的な立場にある者として地方公共団体に認められた農業者 (7) 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(法人の場合は役員等)  ③ 認定農業者又は認定農業者に準ずる者でない者  ※ 役員等とは、認定農業者(法人)の役員及びその法人が行う耕作又は蓄養の事業に関する権限及び責任を有する使用人です。
推薦を承諾	(例) ●●●●●●に貢献したいため
した理由	(例) ●●●●●●など、役に立てることができればと思い、
又は動機	承諾しました。
同意及び	私は、犬山市農業委員会の委員の候補者として推薦を受けることに同意します。また、 犬山市農業委員会の委員の選考等に関する規則第2条に示す資格要件は全て満たしています。
宣誓事項	令和 ● 年 ● 月 ● ● 日 氏名 (自署) <u> 愛知                                  </u>

## 備考

- 1 枠内に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と表記し、別紙を作成して添付してください。なお、別紙には必ず推薦書のタイトル、推薦者及び被推薦者の氏名を記入してください。
- 2 提出された推薦書は返却しません。
- 3 推薦書に記入された事項は、農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第 23号)第12条の規定により住所を除いて全て公表となります。
- 4 本籍地の市町村(市民課、住民課等)が発行する「身分証明書」を必ず添付してください。
- 5 同意及び宣誓事項は、必ず被推薦者が署名してください。

身分証明書を忘れずに添付してください。